

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第3項において準用する同法第53条の2の3第1項の規定に基づき、
県営土地改良事業五城目杉沢地区において樹立する換地計画に関し、次の従前の土地は、換地を定めない土地として指
定したので、同条第2項において準用する同法第53条の2第3項の規定により公告する。

平成25年10月4日

秋田県知事 佐竹敬久

従前の土地の表示

市町村	大字	字	地番	地目	地積（平方メートル）
五城目町	馬場目	杉沢下台	79-4	原野	1,704